

落札者決定基準

令和 8 年度 大阪スーパーシティに係る
ブランディングサポート業務委託

令和 8 年 6 月

大阪市デジタル統括室

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「令和 8 年度 大阪スーパーシティに係るブランディングサポート業務委託 提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) により評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

大阪スーパーシティにおいて先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革の実現に係る取組を持続的なものとするためには、新規参画事業者を継続的に確保する必要がある。このため、総合展示会「CEATEC 2026」に出展し、新規参画事業者や投資の意思決定権を有する関係者に直接訴求することを目的として、出展の企画立案及び出展ブースの運営等を行う業務を委託する。

したがって、単なる制作・施工能力にとどまらず、スーパーシティの取組を正確に理解し、適切に説明する能力が求められる。さらに、展示及びステージイベント等の内容については、ターゲット層に強く訴求できるものとする必要がある。このため、①大阪スーパーシティに対する高い理解・説明力及び②催事等の企画力の双方について、高い水準が求められる。

また、本件のような展示会は、搬出入の制約、会場整備条件、当日の来場者数の変動に伴う導線変更等、不確実性の高い条件下で実施されることから、状況に即した即応的な対応が必要となる。対応の良し悪しにより、ブースの完成度や来場者の満足度が大きく左右されるため、③熟練した現場対応力・即応力が求められる。

以上を踏まえ、「技術点」に重点を置いた総合評価を行う必要があることから、「技術評価点」と「価格評価点」の比率は 6 対 4 とする。入札参加者が獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(1000 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(600 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(400 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、評価項目「(2)業務実施体制」が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「(2)業務実施体制」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 項目評価の考え方

各評価項目の評価点は、「項目点」に「項目加重点」を乗じ、それらを合計することにより算出する。評価点の合計の満点は 600 点であり、具体的な評価項目及び配点は「提案書評価表」のとおりである。

項目点は、「5 点」「4 点」「3 点」「2 点」「1 点」「0 点」の 6 段階で評価するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3 点」とする。非常に高いレベルの提案は「5 点」、非常に低いレベルの提案は「1 点」とし、基準点と「5 点」及び「1 点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4 点」、「2 点」とする。記述・提案がないものは、「0 点」とする。

項目加重点は、すべての項目点が「5 点」である場合に、評価点の合計が 600 点となるように、評価項目ごとの重要度に応じて設定する。

なお、各評価項目の評価点が、1 項目でも「0 点」評価がある場合には、落札者とししない。

(2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。また、技術評価点が 360 点未満である場合は落札者とししない。

$$\boxed{\text{技術評価点} = \text{各評価項目の評価点の合計}}$$

(3) 提案書の不評価

「提案書作成要項」及び「業務委託仕様書」に示す基準・内容を大きく逸脱している場合は、失格とし、採点しない。また、提案書の総ページ数が、「提案書作成要項」に記載のページ数の上限を超えて提出した提案者は、評価点から 5 点減点する。

3 入札価格の評価

価格評価点は、次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 400 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$$

※なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者としなない。(提案内容の評価は行わない。)

●令和8年度 大阪スーパーシティに係るブランディングサポート業務委託 提案書評価表

評価項目	審査内容	項目点	項目加重点	評価点 (満点時)
【1】企画提案書全体	本業務の目的及び趣旨を十分に理解した提案となっているか。	5	16	80
【2】業務実施体制	・業務ごとに具体的かつ明確に実施体制が記述されているか。 ・適切かつ柔軟に業務を実施するために業務ごとの性質に応じた能力・経験等を有するスタッフの配置体制が十分に確保されているか。	5	20	100
	過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。また、業務責任者は実績として挙げた業務において中心的に参画した経験を有するか。	5	12	60
【3】ブランディング施策 (CEATEC 2026出展)の具体化・企画立案	メインコンテンツの計画が具体的かつ、ターゲット層に訴えかける効果的で実現可能性の高い提案となっているか。	5	16	80
	メインコンテンツに関わる参画事業者への伴走支援が具体的かつ、効果的で実現可能性の高い提案となっているか。	5	8	40
	・来場者をブースに誘導・誘客する施策が、効果的で実現可能性の高い提案となっているか。 ・展示内容等を説明するアナウンサー等の専門スタッフを適切に配置する提案となっているか。	5	12	60
	・ノベルティは、ターゲット層をブースに誘引し、大阪スーパーシティとのエンゲージメントを高めるものを企画・提案し、製作する計画となっているか。	5	8	40
	パーク内ステージプログラムにおける、発注者が企画する基調講演、トークセッションが円滑に実施できるよう、司会者の手配や当日の運営が、具体的な計画となっているか。	5	8	40
	・ブースの空間設計・動線計画は、具体的かつ、ターゲット層と大阪スーパーシティとのエンゲージメントを高める、効果的で実現可能性の高い提案となっているか。 ・会場入口等から来場者をブースに誘導するサインの設置が、効果的かつ実現可能性のあるものとなっているか。	5	12	60
	・アンケートの実施方策等については、効果的で実現可能性の高い提案となっているか。	5	8	40
	合計点			